

消防予第 226 号  
令和 2 年 8 月 27 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長  
(公印省略)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について (通知)

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」(令和 2 年総務省令第 77 号。以下「改正省令」という。)が令和 2 年 8 月 27 日に公布されました。

今回の改正は、令和元年度「全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」(部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授)における検討を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。)に規定されている急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準について、所要の規定の整備を行うものです。

また、これに伴い、火災予防条例(例)(昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号)についても、別紙のとおり所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正省令に関する事項

#### 1 本則関係

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大したこと(第 3 条関係)。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正したこと(第 16 条関係)。

#### 2 附則関係

- (1) 施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日としたこと(附則第 1 項関係)。
- (2) 改正省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正省令第 3 条第 20 号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する

基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（附則第2項関係）。

## 第二 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

### 1 本則関係

- (1) 対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても第一の1と同様の改正を行うこととしたこと（第11条の2関係）。
- (2) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）については、消防署への設置の届出を要することとしたこと（第44条関係）。

### 2 附則関係

- (1) 施行期日は、令和3年4月1日としたこと（附則第1項関係）。
- (2) 火災予防条例（例）の一部改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の火災予防条例（例）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（附則第2項関係）。

<p>(問い合わせ先) 消防庁予防課 担当：細川課長補佐、五味 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533</p>
---

## 〇〇市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○ 火災予防条例(例)(昭和三十六年十月二十二日 自消甲予発第七十三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第八条の三 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第三項及び第五項、第十七条の二並びに第四十四条第十一号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(ハ、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十一条第一項(第七号を除く。)並びに第十二条第一項(第二号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第八条の三 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第三項及び第五項、第十七条の二並びに第四十四条第十号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(ハ、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十一条第一項(第七号を除く。)並びに第十二条第一項(第二号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停</p>

止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

5 (略)

(急速充電設備)

第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等）（電気を動力源とする自動車等）（道路交通法（昭和三十五

止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

5 (略)

(急速充電設備)

第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等）（電気を動力源とする自動車等）（道路交通法（昭和三十五

年法律第五号) 第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十二号において同じ。をいう。以下この条において同じ。) に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 急速充電設備(全出力五十キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

二 四 (略)

五 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

六 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されてい  
ない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

七 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

八 九 (略)

年法律第五号) 第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

以下この条において同じ。) に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(新設)

一 三 (略)

四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されてい  
ない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

七 八 (略)

十| 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合  
には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十一・十二 (略)

十三| コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するた  
めの部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作  
に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネ  
クターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない  
。

十四| 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつて  
は、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器  
に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷  
却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知  
する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合  
には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十五| 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時  
に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る  
開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常  
を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置  
を講ずること。

十六| 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては  
、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

九| 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合  
には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十・十一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十二| 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては  
、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 異常な高温とならないこと。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十七・十八 (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。

一 三の二 (略)

四 入力七十キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキヤバレー等に設けるものに限る。）

五 八の二 (略)

九 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力五十キロワット以下の

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(新設)

(新設)

十三・十四 (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。

一 三の二 (略)

四 入力七十キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキヤバレー等に設けるものに限る。）

五 八の二 (略)

九 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力五十キロワット以下の

ものを除く。）

十 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。）

十一～十四 （略）

十五 水素ガスを充填する気球

ものを除く。）

（新設）

十一～十三 （略）

十四 水素ガスを充てんする気球

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第十一条の二第一項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。